

国際刑事裁判所に対する国家の協力義務の内容と法的基礎(一)

竹村仁美

1. 問題の所在
2. 国際刑事裁判所規程における国家の協力義務の内容と法的基礎
 - 2.1. 規程起草過程における対立
 - 2.2. 他の国際刑事司法機関との比較
 - 2.3. 国際刑事裁判所規程上の締約国の協力義務及び協力拒否事由
 - 2.4. 締約国の非協力に対する措置
 - 2.5. 規程第98条をめぐる問題
(以上、本号。以下、愛知県立大学大学院国際文化研究科論集第16号掲載)
 - 2.6. 非締約国の協力義務
 - 2.6.1. 規程と非締約国の関係
 - 2.6.2. スーダンとリビアの事態
 - 2.7. 垂直性と水平性の議論再考
3. 国際刑事裁判所に対する国際組織の協力
4. 国家に対する国際刑事裁判所による協力(リヴァース・コーポレーション)
 - 4.1. リヴァース・コーポレーションとは
 - 4.2. ケニアの事態
5. 日本の展望——国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の概要——
6. おわりに

The Content of the Duty of States to Cooperate with the International Criminal Court and its Legal Bases (1)

TAKEMURA, Hitomi

The effectiveness of international criminal justice depends on State cooperation, as is the case with respect of any international organization. International law is normatively weak and has always been criticized for its lack of enforcement system. International criminal law is no exception. State cooperation is indispensable for international criminal justice since there exists no world police power for the international community and States usually guard their sovereignty against the exercise of criminal jurisdictions. The International Criminal Court (hereinafter, Court) was established by multilateral treaty, the Rome Statute. It unequivocally binds all State Parties in accordance with the principle of *pacta sunt servanda*. Moreover, Article 86 of the Statute generally obliges State Parties to cooperate fully with the Court. The Statute goes further, stating that the Court may exercise jurisdiction over not only nationals of State Parties, but also nationals of Non-State Parties. This may occur through a situation referral by the Security Council, as a result of a case involving the territory of a State Party or as a consequence of a Non-State Party declaring, *ex post facto*, to subject a situation to the Court's jurisdiction. Here a legal conundrum emerges: How far can the Court and international society expect and ensure State cooperation from a State that is not a Party to the Rome Statute? What is the legal nature of Non-State Party's obligation, if indeed there is any, to cooperate with the Court? This article deals with both the general obligation of States to cooperate with the Court and the issue of Non-State Party cooperation. In order to explore these issues in a specific legal context, this article additionally introduces readers to the 2007 Japanese law of cooperation with the Court.

1. 問題の所在

2013年、国際刑事裁判所（the International Criminal Court：通称 ICC）は、その規程採択から15年、裁判所設置から10年を迎えた。2014年9月現在、国際刑事裁判所は122の締約国を擁し、9つの事態から生じた21の事件を取り扱う。国際刑事裁判所は国際刑事裁判所規程（ローマで開催された外交会議において採択されたためローマ規程とも呼ばれる）という多数国間条約によって設立された初めての常設の国際刑事裁判所として、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に対する効果的な訴追や抑止効果の期待が掛けられる。国際刑事裁判所の最大抛出国でもある日本にとっても、国際刑事裁判所の実効性を高めるための対応を図ることが将来の課題である¹⁾。

とはいえ、国際刑事裁判所は主権国家並存の国際社会の中に多数国間条約によって作られており、あくまで国家管轄権を補完する機能を原則としているから、純然たる超国家的機関として機能するわけではない。加えて、国際連合（以下、国連）の安全保障理事会（以下、安保理）常任理事国のうち、米中露が締約国となっていないという普遍性の確保の課題も残る。

国際刑事裁判所が今抱えている9つの事態は、国際刑事裁判所の管轄権発動メカニズムに従って、次の3つに分類できる。国際刑事裁判所の管轄権発動は、①締約国による事態の付託（規程第13条(a)）、②国際連合憲章第7章下で行動する安全保障理事会による事態の付託（規程第13条(b)）、③検察官の職権捜査（規程第13条(c)）の3つの場合に、検察官によって特定地域の事態の捜査開始の決定がなされ（③検察官の職権捜査の場合には捜査開始について予審裁判部が許可を与え）、さらにその事態の中から検察官の特定した被疑者に関して予審裁判部の許可に基づき逮捕状又は召喚状が発行されて事件の訴追がなされる。このうち、①については規程起草当初、他の締約国の事態に関する付託が想定されていたけれども、実際の実行上は締約国自らの事態の付託、いわゆる自己付託が行われている。

国際刑事裁判所で訴追の行われる8つの事態のうち、①の自己付託による捜査開始の事態はウガンダ共和国、コンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国に関する2つの事態²⁾、マリ共和国の計5つの事態である。②の安保理付託についてはいずれも規程非締約国のスーダン共和国のダルフル地域、リビアの2つの事態について捜査・訴追が行われている。③の職権捜

査については、ケニア共和国とコートジボワール共和国の2つの事態について捜査開始の許可が出された。

国際刑事裁判所規程は、第9部「国際協力及び司法上の援助」に国際刑事裁判所に対する締約国の協力義務を定めており、特に同規程第88条は、同裁判所から要請があれば、同裁判所に対する捜査や訴追に関する協力ができるように国内法上手続きが利用可能となっていることを確保するよう締約国に求めている。この点、日本は、規程加入時に国内法整備を行い、2007年に「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」(以下、国際刑事裁判所協立法)を制定し、実効性確保に協力してきた。

国際刑事裁判所は「主権国家に超越する団体でもなく、ましてや強制的な手続きを主権国の領域内で行使するような自前の実施機関を有してはいない。これらの実施のためには主権国家の協力を得ることが基本である」³⁾。そして、締約国が国際刑事裁判所から被疑者の引渡し等の要請を受けたときにどこまで協力の義務を負わせるかが問題となる。

だが、国際刑事裁判所に対する国家の協力の実際について、国際刑事裁判所の実効性確保の観点から評価しようとしても規程上の限界が存在する。すなわち、国際刑事裁判所規程第87条3項は、(国際刑事裁判所からの協力請求の)「被請求国は、協力の請求及び請求の裏付けとなる文書を秘密のものとして取り扱う。ただし、請求内容を実施するために開示が必要となる限度においては、この限りでない」と定めており、国際刑事裁判所による国家への協力要請は原則非公開となっているからである。もっとも、被請求国たる規程締約国又は非締約国が非協力的態度を示せば、国際刑事裁判所の審理でその非協力が認定され、その前提となる国家に対する請求内容も明らかとなる(規程第87条7項、規程第87条5項(b))。

締約国の協力義務の問題の他に、国際刑事裁判所規程では非締約国の協力義務も問題となっている。通常の国際組織であれば、国際組織の設立条約の当事国以外が当該国際組織に対して条約上の義務を負うことは、当該非当事国の合意がない限り考えがたい。しかし、国際刑事裁判所では、安保理付託(規程第13条(b))から生じた事態の場合と、安保理付託以外の場合であっても、締約国の領域内、締約国を登録国とする船舶内、航空機内で行われた犯罪については、非締約国国民に対して、国際刑事裁判所の管轄権が発動(規程第12条2項(b))される可能性がある。そこで、非締約国国民が訴追対象となる場合に、どの程度、国際刑事裁判所規程の非締

約国国家が国際刑事裁判所に対して協力義務を負うのか、また非締約国と締約国との間に存在する国際合意と国際刑事裁判所規程の効力関係が問題となる。

本稿は、国際刑事裁判所規程上の締約国の裁判所に対する協力義務、非締約国の協力義務をその法的基礎と共に明らかにしていくことを目的とする。さらに、国際刑事裁判所規程の締約国である日本の協力体制について明らかにするため、国際刑事裁判所協力法の内容を紹介し、検討を行う。なお、規程は「協力」と「援助」の語を互換的に用いており、本稿は逮捕・引渡しを含む刑事司法協力一般を指す用語として協力をを用いる⁴⁾。

2. 国際刑事裁判所規程における国家の協力義務の内容と法的基礎

2.1. 規程起草過程における対立

国際刑事裁判所規程は、重大犯罪の国内犯罪化という実体法の整備義務を締約国に課すものではない。他方で、国際刑事裁判所規程は締約国に対して、国際刑事裁判所が行う刑事手続に関して詳細な協力義務を課している。締約国の国際刑事裁判所への協力義務については、起草過程において規定すべきかどうか争われたけれども、結局ローマ会議で盛り込まれた⁵⁾。

国家の協力義務の起草過程においては、ライク・マインディッド・グループ (Like-minded group) と呼ばれるカナダ、オランダ等の国際刑事裁判所に対する強い協力義務を主張する国家と、国家主権を重視して裁判所への協力について国家の裁量を主張する国家との間で妥協点が模索された。

こうした国際刑事裁判所の刑事手続に対する協力義務の性質に対する意見対立は、近年の国際法学では、国内刑事司法に対する国際刑事司法の垂直的關係性と水平的關係性の対立という形で議論されてきた。1998年の国際刑事裁判所規程採択時には、既に、旧ユーゴ国際刑事法廷について、それに対する国家協力の在り方が垂直的な関係を構成するのか、それとも従来の主権国家間の司法共助類似の水平的な関係にとどまるのかという議論が浮上していた。すなわち、1997年7月、旧ユーゴ国際刑事法廷の上訴裁判部は、Blaškić 事件の中間上訴決定において、同法廷の国家に対する司法的及び差止的権限が垂直的な関係であることは確立していると述べ、憲章第7章下で行動する安保理決議によって設置された同法廷と国家

との協力関係が垂直の関係であるとして、国際刑事司法に対する国家の協力について垂直性を強調した⁶⁾。ローマ会議は1998年7月に行われており、国際刑事裁判所規程は Blaškić 事件の影響を少なからず受けたものとなったのである⁷⁾。

ただし、垂直的關係性・垂直性と水平的關係性・水平性の意義は必ずしも明らかではない。たとえば、国際法体系の水平的性質からの垂直的性質への変遷を指摘した2002年の国際司法裁判所の逮捕状事件判決の共同個別意見は、国際共同体の価値を実現するための普遍的管轄権の行使という文脈で垂直性の概念を提示していた⁸⁾。以下では、垂直性、水平性の議論を詳しく見る前に、国際刑事裁判所の課す国家の協力義務が他の国際刑事機関とどのように異なるかについて見ていく。

2.2. 他の国際刑事司法機関との比較

いわゆるニュルンベルク裁判（国際軍事法廷）や東京裁判（極東国際軍事法廷）については、その憲章中に容疑者逮捕に関する諸国の協力義務を定めた規定はなかった⁹⁾。というのも、ニュルンベルク裁判の対象とされた容疑者は、連合国の占領する領域内に居たため容易に逮捕が行えたこと、日本についてはポツダム宣言を受諾し、降伏文書に署名していたため、連合国の占領下、容疑者を逮捕することが容易であったという背景事情がそれぞれ存在するからである¹⁰⁾。当然、紛争終結直後などで関係諸国の主権が制限されている状況では、国際刑事管轄権の国内刑事管轄権への介入が容易であり、関係者の協力も得やすい。

旧ユーゴ国際刑事法廷及びルワンダ国際刑事法廷の協力義務と国際刑事裁判所の協力義務の相違点として、以下の5点が指摘されている¹¹⁾。第一に、国際刑事管轄権と国内刑事管轄権の關係性の相違である。すなわち、旧ユーゴ国際刑事法廷及びルワンダ国際刑事法廷は国連憲章第7章下で行動する安保理決議によって設置されており、旧ユーゴ国際刑事法廷規程第9条2項及びルワンダ国際刑事法廷規程第8条2項が国際刑事管轄権の国内刑事管轄権に対する優越を規定している。加えて、安保理の補助機関として設置されている旧ユーゴ、ルワンダ国際刑事法廷については、国連憲章第103条が憲章と抵触する国際法上の義務に対する憲章の優越を謳うので、たとえば二国間引渡し条約と旧ユーゴ国際刑事法廷規程上の義務が抵触する場合、憲章第103条を援用すれば常に国際刑事管轄権の有効性が確

保できる。これに対して、国際刑事裁判所は多数国間条約によって設立されており、規程前文第10段や第1条に示される通り、原則として、国際刑事裁判所の管轄権は国内刑事管轄権を補完するものと考えられる。

第二点目に、協力義務の法的根拠の差である。旧ユーゴ国際刑事法廷規程第29条、ルワンダ国際刑事法廷規程第28条の国家の協力義務は、国連憲章第7章下で採択された安保理決議の拘束性に由来し、全ての国連加盟国を拘束するのに対して（国連憲章第25条、103条）、国際刑事裁判所規程は条約であり、規程上の協力義務は、通常、規程締約国のみに課せられている。ただし、国際刑事裁判所の管轄権発動であっても、国際刑事裁判所規程第13条(b)にしたがって、国連憲章第7章下で行動する安保理が規程締約国や非締約国の事態を国際刑事裁判所に付託する場合が存在する。

国際刑事裁判所に対する国家の協力義務は、条約上の義務であり、条約法上、第三国に対する効力が否定されることが考えられるという点で、その締約国の義務は、国連とシエラレオネ政府との合意で設立されたシエラレオネ特別法廷（the Special Tribunal for Sierra Leone：略称 SCSL）の合意文書の協力義務規定がシエラレオネに課す協力義務とその性質と類似している。国連とシエラレオネ政府との間に締結された協定（agreement）第17条はシエラレオネ政府の特別法廷に対する協力義務を規定する¹²⁾。協定は、特別法廷とシエラレオネ政府との間のみ協力義務を設定し、条約第三国であるその他の国家、国連加盟国に対して義務を課していない¹³⁾。そこで、シエラレオネ特別法廷の場合、リベリア元大統領のチャールズ・テイラーの逮捕・引渡しに際して第三国に協力義務を課す必要が生じ、安保理が決議1688を採択して、すべての国連加盟国にテイラーの法廷出頭のために協力し、法廷からの協力要請に応じるよう要請した（requests）¹⁴⁾。

同様に、カンボジア国内に設置されたカンボジア特別法廷については、カンボジアと国連との合意文書が国連とカンボジアとの協力関係を定めるものの、この合意文書も、カンボジア国内で立法された特別法廷設置のための裁判所設置法も、第三国に対する諸国の協力要請の規定を持たない¹⁵⁾。国連とレバノンとの間の合意に基づき、安保理決議でその合意文書の発効が決定されたレバノン特別法廷については、やはり第三国の協力義務には言及されていないものの、国連とレバノンとの間の合意文書がレバノンに対する協力義務を定めている（合意文書第15条）¹⁶⁾。さらに、特別法廷の手続証拠規則は、レバノンの非協力について、裁判長が安保理に問

題を付託できる仕組みを置く（レバノン特別法廷手続証拠規則第20条(c)¹⁷⁾。

第三に、旧ユーゴ国際刑事法廷及びルワンダ国際刑事法廷の規程と比べて、国際刑事裁判所規程は協力の請求の範囲や内容を詳述していることから、裁判所が規程に定められた以外の協力請求を行う余地が少ないのではないかと評価される¹⁸⁾。

第四に、国家の裁量の余地に相違がある。旧ユーゴ国際刑事法廷とルワンダ国際刑事法廷の手続証拠規則第58条は、被告人又は証人の法廷への引渡しについて、規程がいかなる国内法の障害にも優先すると定めて、引渡し拒否事由を認めない。これに対して、国際刑事裁判所規程はいくつかの協力拒否事由や国内法の要件との調整の余地を認める規定ぶりとなっている（国際刑事裁判所規程第93条3項、第91条4項、第96条3項、第97条、第99条など）。加えて、規程第89条1項は「締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従って逮捕及び引渡しの請求に応ずる」と、逮捕及び引渡し請求に対する協力の場合に、締約国が国際刑事裁判所規程と並んで国内法を参照して協力請求に応ずることを認める内容となっている。第93条1項も「締約国は、この部の規定及び国内法の手続に従い、捜査及び訴追に関連する次の援助の提供についての裁判所による請求に応ずる」と定めており、締約国に対して国際刑事裁判所への協力について、国内法に従った一定の裁量を認めているとも解釈し得る¹⁹⁾。しかし、一般国際法上、締約国は国内法の不整備を理由に条約上の義務不履行を行うことは慎まなくてはならない。そこで、国際刑事裁判所規程第88条は国際刑事裁判所の請求に対応し得るような国内法を整備しておく義務を課している。

第五に、旧ユーゴ国際刑事法廷に対する協力については、国内法整備の行為の義務が認められていると評価され、国際刑事裁判所については、結果の義務が課されているに過ぎないと評価される。つまり、後者では、国内法が国際刑事裁判所からの協力要請について対応できるような結果となっていることが問題とされるため、国内立法を行わなくても直ちに国際義務違反となるとは解釈されていない。とはいえ、日本の国家実行は、旧ユーゴ国際刑事法廷について、協力のための国内法整備を行わず、逆に国際刑事裁判所については、規程加入に際し新たに協力法を立法した。日本は、安保理が旧ユーゴ国際刑事法廷を設置した際に、訴追される可能性のある人が領域内に入り込むことのないよう、出入国管理を強化することで

対応しようとしたのである²⁰⁾。旧ユーゴ国際刑事法廷の場合、設立から3年の間に実に20以上の国家が法廷との協力を可能にするための国内法を制定した²¹⁾。

以上5点から、多数国間条約として存在する国際刑事裁判所規程中には、補完性原則の作用はもとより国内刑事管轄権に対する国際刑事管轄権からの歩み寄りともとれる規定が見受けられ、国際刑事裁判所規程では国際刑事管轄権と国内刑事管轄権との現実的な調整が探られている。

次に、国際刑事裁判所規程上の締約国の協力義務及び協力拒否事由を概観する。

2.3. 国際刑事裁判所規程上の締約国の協力義務及び協力拒否事由

国際刑事裁判所規程第86条は「協力を行う一般的義務」と題され、締約国の国際刑事裁判所に対する協力義務を定めた中核的な規定となっている。同条によれば、「締約国は、この規定に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する (shall [...] cooperate fully)」義務がある。本条は、国際刑事裁判所規程締約国に、国際刑事裁判所に対して、規程第9部所定の協力を行うことを一般的に義務付けたものである²²⁾。したがって、国際刑事裁判所締約国は、本規程個別の条文において、拒否事由²³⁾が認められていない限り、国内法上当該協力を行うことが許容されないことや協力を実施する制度がないことを理由として、国際刑事裁判所に対して協力を拒否することができない²⁴⁾。条文の主語は締約国であるから、第86条の課す国際刑事裁判所に対する一般的協力義務の名宛人は規程締約国に限定される²⁵⁾。

第86条の規定は、旧ユーゴ国際刑事法廷規程第29条、ルワンダ国際刑事法廷規程第28条に類似していると指摘される²⁶⁾。確かに、国連国際法委員会 (International Law Commission : ILC) の作業部会 (Working Group) が1993年に国連総会へ提出した国際刑事裁判所規程草案中の国際協力に関する規定である第58条の注釈は、旧ユーゴ国際刑事法廷が国連憲章第7章の下で行動する安保理決議によって設置されたものであり、国際刑事裁判所は多数国間条約で設立されるという両者の設置根拠の相違に留意しながらも、同条が旧ユーゴ国際刑事法廷規程第29条の規定に類似したものと記す²⁷⁾。同注釈は、刑事事件の共助に関するモデル条

約²⁸⁾も参考にしている²⁹⁾。なお、旧ユーゴ国際刑事法廷規程第29条第1項自体は「各国は、国際人道法の重大な違反について責任を問われている者の捜査及び訴追に関し、国際裁判所に協力する」と³⁰⁾、国際刑事裁判所規程第86条の「十分に協力する」と比べるとやや弱い規定ぶりではある。しかしながら、同法廷は国連憲章第7章下で行動する安保理によって設立されており、同法廷の設立決議たる安保理決議827は第4段落で「全ての国家が本決議と規程に従って法廷及びその機関に十分に協力する」ことを求めている³¹⁾。したがって、この部分が国際刑事裁判所規程第86条に類似するというべきであろう。関連して、ルワンダ国際刑事法廷規程第28条も旧ユーゴ国際刑事法廷規程第29条と同様の文言となっている³²⁾。

国際刑事裁判所規程第87条は「協力の請求についての一般規定」と題され、第86条の一般的義務を受けて、国際刑事裁判所が国家に対して協力の請求を行うための規定を置き、同時に、不遵守の手続や規程非締約国に対する請求のメカニズムが想定されている。なお、第87条6項は、国際刑事裁判所と政府間機関との協力関係を規定しており、国際組織と国際刑事裁判所との協力関係は改めて次章第3章で取り扱いたい。

次に、規程第88条は、締約国に対して、国際刑事裁判所に対する協力のための手続に関する国内法の整備の一般的義務を課している。同条によれば、「締約国は、自国の国内法の手続がこの部に定めるすべての形態の協力のために利用可能であることを確保する (shall ensure)」義務を負う。したがって、国際刑事裁判所から要請された協力に応えるための手続の態様、詳細については各締約国にゆだねられていると考えられるけれども、締約国には、所定の協力を実現するために、国内法上の手続を整備しておく義務が課せられている³³⁾。第88条は、国家主権を超越する強い国際刑事裁判所像を描く国家や NGO と国家主権平等の上に成り立つ国際刑事裁判所像を描く国家群という裁判所に対する国家の態度の対立点の表象であり、カナダの提案によってローマ会議中に起草された³⁴⁾、³⁵⁾。

第88条の文言から、締約国は国内法の不備を理由として国際刑事裁判所に対する協力を拒むことを否定される。また、第88条の規定から、国際刑事裁判所といえども、同裁判所に対する協力については協力を実施する国内手続を利用することが明らかとされており、この協力義務は全締約国共通に課せられ、国内法による制限が許されないことも明らかである³⁶⁾。

以上、第86条から第88条までは国際刑事裁判所規程締約国の一般的協力義務と国内法整備義務、及び国際刑事裁判所による（規程締約国及び非締約国を含む）国家に対する協力請求の権限を定めており、続く第89条以降で協力義務の内容が明らかにされる。そこで次に、個別的な義務内容を概観する。

規程第9部に定められる締約国の義務は次の6つに大別できる³⁷⁾。第一に、国際刑事裁判所への人の逮捕及び引渡し（規程第89条）、第二に、仮逮捕（規程第93条）、第三に、証拠の提供、受刑者移送等の協力（規程第93条）、第四に、国際刑事裁判所の運営に対する犯罪の処罰（規程第70条）、第五に、罰金及び没収に係る措置の実施（規程第77条、第109条）、第六に、国際刑事裁判所の分担金の負担（規程第115条、第117条）である。

第一に、国際刑事裁判所が規程第91条に規定される逮捕及び引渡しの裏付けとなる資料とともに逮捕及び引渡しの請求をする場合、締約国は自国の国内法の手続に従って逮捕及び引渡しの義務を負う。ただし、引渡しに掛かる人物について他国からの引渡し請求があり、国際刑事裁判所が受理許容性の決定をしていないときには、被請求国は「自国の裁量により、請求国からの引渡しの請求についての処理を進めることができる」（規程第90条5項）。また、国際刑事裁判所への引渡しは、被請求国に対して第三国の人又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めるとなり得る引渡し、派遣国の国民の国際刑事裁判所への引渡しに当該国の同意を必要とするという国際義務に違反する行動を求めるとなり得る引渡しについて、裁判所は引渡し請求を行うことができない（規程第98条）。

第二に、締約国は、緊急の場合において、国際刑事裁判所から仮逮捕の請求があれば応ずる義務を負う（規程第92条）。仮逮捕は、緊急の場合であって、国際刑事裁判所が引渡しの請求と引渡しの請求の裏付けとなる文書を提出するまでの間の措置であるから、被請求国は、それら書類を仮逮捕請求日から60日以内に受領しなかった場合には、仮逮捕した者を釈放することができる（規程第92条3項、手続証拠規則第188条）。

第三に、締約国は、国際刑事裁判所からの捜査及び訴追に関連する援助の提供の請求に応ずる義務がある。締約国の行う援助は、第93条1項に列挙されている³⁸⁾。

第四に、締約国は、自国の捜査上又は司法上の手続の健全性に係る犯罪

を処罰する自国の刑事法の適用範囲を、第70条1項の規定する国際刑事裁判所の運営に対する犯罪であって自国の領域において又は自国民によって行われたものにまで拡張する義務を負う(規程第70条4項)。裁判所の運営に対する犯罪について、締約国は、国際刑事裁判所から要請があれば、訴追のために自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う(規程第70条4項(b))。当該当局はこの事件を誠実に取り扱い、これを効果的に処理することができるようにするために十分な資源を充てなくてはならない(規程第70条4項(b))。

第五に、締約国は、善意の第三者の権利を害することなく、国際刑事裁判所において下された罰金又は没収の命令を執行する義務を負う(規程第109条1項)。なお、国際刑事裁判所の判決を執行した結果として締約国が取得した財産又は不動産などの売却による収益は、国際刑事裁判所に移転しなくてはならない(規程第109条3項)。

第六に、国際刑事裁判所及び締約国会議の財源に充てるため、締約国は分担金を支払う義務を負う(規程第115条及び第117条)。

以上が、国際刑事裁判所規程中の締約国の協力義務の内容であり、規程第120条は本規程に対する留保を禁止していることから、締約国全てについて同様の義務が一律に課される。こうした義務に対して、国際刑事裁判所からの協力要請に対する締約国の協力保留・拒否の事由としては、次の5点が規程中で認められている。第一に、規程第89条2項で、引渡しにつき、引渡しを求められた者が一事不再理の原則に基づいて国内裁判所に異議申し立てを行う場合、被請求国は国際刑事裁判所に対して受理許容性の決定がなされているかどうかの確認を行い、受理許容性決定がなされていない場合には、受理許容性の決定がなされるまでの間、引渡しの実施の延期が認められる³⁹⁾。第二に、規程第95条で、引渡し以外の第9部のいかなる請求についても、裁判所が受理許容性の審議をしている間、被要請国は裁判所による受理許容性の決定まで請求内容の実施を延期することが認められる⁴⁰⁾。後述の通り、これは締約国に限られた権利ではなく、被要請国となった非締約国リビアのアル・イスラム・カダフィ事件ではこのような実施延期が認められてきた。第三に、規程第92条4項及び規程第72条によれば、捜査及び訴追に関する援助に関して、締約国は自国の安全保障に関連する文書の提出又は証拠の開示に関する請求の場合、裁判所からの請求の全部又は一部を拒否することが認められる。第四に、規程第94条

によれば、裁判所からの請求内容を即時に実施することで請求内容と異なる国内の事件について進行中の捜査又は訴追が妨げられる場合、一定の条件の下、締約国は請求内容の実施を裁判所と合意した期間延長することができる。第五に、第98条1項によれば、国際刑事裁判所は、第三国の人や又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助の請求を行うことができない。この協力拒否事由は、特に非締約国の国家元首の免除との関係で問題となっている。また、第98条2項は、国際刑事裁判所が派遣国の国民の裁判所への引渡しに当該派遣国の同意を必要とするという国際約束に基づく義務に違反する行動となり得る引渡しを締約国に求めることができないと規定する。

最後に、法的義務ではないものの、規程上国家に裁判所との協力のため、事前に裁判所と締約国との間に協定を締結することが期待される事項として、証人保護（証人移住）、刑の執行（規程第103条）、仮釈放、無罪決定や犯罪事実の確認のなされないことが決定した場合の人の釈放といった課題がある⁴¹⁾。証人移住（witness relocation）や無罪、不訴追の場合の人の釈放の問題とは、当該証人や釈放された人に対する安全上の考慮から、国際刑事裁判所がそれらの者の居住国以外の国家への受け入れを勧めるものであり、受け入れ国が必要となる。無罪確定後の受け入れ国が見つからないと、ルワンダ国際刑事法廷のように、無罪が確定したにもかかわらず、拘置施設にとどまらなくてはならない、といった可能性が生ずる⁴²⁾。2013年9月現在、裁判所は8ヶ国との間に刑の執行のための協定を締結しているけれども、西欧が中心であるため有罪判決を受けた者の文化等の背景事情を考量して執行国を選ぶことは非常に困難な状況となっている⁴³⁾。

2.4. 締約国の非協力に対する措置

締約国が、規程に定められる協力拒否・保留事由以外の理由によって国際刑事裁判所からの協力要請を拒否し、協力を延期することで、国際刑事裁判所の任務及び権限の行使を妨害する場合には、規程第87条7項に基づき、国際刑事裁判所は非協力の認定を行うことができる。この条文によれば、国際刑事裁判所は、非協力の問題を締約国会議へ付託し、又当該協力拒否を受けている事件の事態が安保理付託による場合には、非協力の問題を安保理に対して付託できる。しかしながら、現在のところ、締約国会

議も安保理も、締約国による非協力の問題に対して個別具体的措置をとっていない。

ただし、締約国会議については、2007年の第7回締約国会議で国際刑事裁判所と締約国の関係強化の決議を採択しており、この決議の付属書Ⅱは国家協力について、66の勧告を掲げている⁴⁴⁾。さらに、2011年の第10回締約国会議において、非協力に関する会議手続が採択されている⁴⁵⁾。この非協力手続を定めた決議の第14段落(e)に従い、締約国会議事務局が2012年以降毎年非協力に関する勧告を含む報告書を締約国会議に提出している⁴⁶⁾。そこでは、スーダンのバシル大統領の締約国訪問を防ぎ、事後に非難するため、締約国会議事務局及び議長が非協力の締約国に手紙を書く等の努力をしていることが報告されている。日本は2012年5月29日に締約国会議事務局からアジア・太平洋地域の非協力対策の拠点に指定された⁴⁷⁾。

安保理についても、議長声明でスーダンの事態に関して国家に再度の協力を求めているものの、バシル大統領の逮捕の非協力に関する具体的対応はとられていない⁴⁸⁾。今後、非協力の問題への安保理の対応が活性化することが期待される。

以上概観した通り、確かに起草過程においては国家の協力に関してどの程度の義務付けを行うべきか対立はあったものの、採択された規程は、国家の裁量に対する考慮を払いつつも国際刑事裁判所に対する協力を法的義務とする体制を作り、さらに非協力のための受け皿も作っている。しかし、規程起草過程において、解決しなかった問題の一つが第98条であり、その解釈をめぐって現在も意見の対立がある。

2.5. 規程第98条をめぐる問題

規程第98条1項及び2項は次のように定める。まず、1項は「裁判所は、被請求国に対して第三国の人又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができない。ただし、裁判所が免除の放棄について当該第三国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りでない」と定めている（下線筆者）。

第98条2項は「裁判所は、被請求国に対して派遣国の国民の裁判所への引渡しに当該派遣国の同意を必要とするという国際約束に基づく義務に

違反する行動を求めることとなり得る引渡し請求を行うことができない。ただし、裁判所が引渡しへの同意について当該派遣国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りでない」と定める(下線筆者)。

第98条1項は、締約国が国際刑事裁判所からの引渡し要請や援助要請に応ずることで、当該締約国が第三国との関係で負っている外交官の免除に関する国際法や一般国際法上の国家免除(主権免除)、国家元首等の一定の公職に就く者に関する免除の国際法に違反する行動をとることになる場合、国際刑事裁判所は締約国に対して協力要請ができないことを定めている。第98条1項については、元首等の免除に関する国際法が未だ法典化されていないことから問題が複雑となっている。第98条2項は、締約国が国際刑事裁判所からの引渡し請求に応ずると、引渡しに関して同意を必要とするという他国との引渡し条約違反を構成してしまう場合、国際刑事裁判所が引渡し請求をできないと規定する。この規定は地位協定などの外国軍隊の駐留を想定した規定であった⁴⁹⁾。

第98条2項に関する規程採択後の国家実行として、アメリカの二国間条約締結行為が存在する。米国が発展途上国や旧東欧諸国を中心に締結を進めた二国間条約は、一般に98条協定と呼ばれ、国際刑事裁判所規程の趣旨・目的を害するのではないかとの疑いを生じさせる規定内容を含む。アメリカはクリントン政権時の2000年12月31日に国際刑事裁判所規程へ署名を行ったものの、ジョージ・W・ブッシュ政権に代わってからは国際刑事裁判所に対する警戒心を強め、2002年5月6日に署名の撤回の意思、規程からの脱退の意思を国連事務総長に通告した⁵⁰⁾。アメリカは、2002年以降、その同意がない限り米国民を国際刑事裁判所へ引渡すことができないという条約を作成し、100余りの国と98条協定の締結をするに至った。

98条協定については、国際刑事裁判所規程第98条2項のいう「国際約束(international agreements)」に当てはまるかどうか、争いがある⁵¹⁾。一方で、第98条2項にいう国際約束は規程採択以前に存在していた条約に限られるという見解もあり、この立場からは米国の98条協定は国際刑事裁判所に対して意味をなさないことになる。他方で、第98条2項の文言からは、既存の国際協定を指しているという解釈が、必ずしも唯一導かれる解釈ではないと考えられる。

98条協定はオバマ政権下も有効のままである。さらに、2014年1月31日にはオバマ大統領が、マリ多角的統合安定化ミッションに参加するアメ

リカ軍兵士は国際刑事裁判所で訴追されることなく、その他いかなる国際刑事裁判所の管轄権の主張の危険にもさらされることがないとする大統領覚書を発している⁵²⁾。

マリは2000年8月16日に批准書を寄託し、国際刑事裁判所規程締約国となっており、2012年7月18日、当時の暫定政権が2012年1月以降のマリ国内の事態を国際刑事裁判所に自己付託している⁵³⁾。これに対して2013年1月16日、ファトゥ・ベンソーダ (Fatou Bensouda) 国際刑事裁判所検察官は2012年1月以降のマリの事態について捜査開始の決定を行った⁵⁴⁾。オバマ大統領の発した大統領覚書については、マリと新たな98条協定を締結してブッシュ政権の悪しき先例を踏襲し国際刑事裁判所を阻害するつもりかと国内外の研究者らが批判を行っている⁵⁵⁾。マリはブッシュ政権時代に98条協定の締結を拒否してきた数少ないアフリカの国の一つである。少なくとも、オバマ政権下でのマリとの98条協定締結の事実はないようなので、覚書はマリとの駐留米軍地位協定を根拠としているようである⁵⁶⁾。とはいえ、本覚書及びその言及する地位協定が、締約国マリの国際刑事裁判所に対する引渡義務に対して、規程第98条2項にいかなる影響を与えるのかどうか、明らかではない。

他にも、規程第98条をめぐる問題は存在し、第98条1項及び2項の規定中の上記下線部「第三国」や「派遣国」が規程非締約国のみを指すのか、規程締約国のみを指すのか、それとも締約国を含む全ての国家であるのか、規程の文言からは明らかではない。「第三国」と「派遣国」の文言をめぐって、解釈の対立が存在する。

まず、「第三国」及び「派遣国」の文言は非締約国を想定していると解釈する立場がある。この解釈に立てば、第98条1項の「第三国」及び2項の「派遣国」は規程非締約国のみを想定しており、規程第98条1項の「第三国」や第98条2項の「派遣国」が規程締約国に当たる場合、裁判所からの請求を受けた被請求国たる締約国は、国際刑事裁判所の請求を拒否できないことになる。こうして、それらの文言を非締約国に限定して解釈すれば、国際刑事裁判所規程前文のいうとおり「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」に対する不処罰の防止という国際刑事裁判所の目的及び締約国の決意に資する。

しかし、この解釈が唯一の可能な解釈であるかどうか必ずしも明白ではない。この点、日本の国際刑事裁判所協力法も、規程第98条1項の「第

三国」には締約国が含まれない（すなわち非締約国に限定される）と明言するものではなく、「当該協力の請求に応ずることにより、規程第98条1に規定する国際法に基づく義務に反することになるとき」と定めるに過ぎない⁵⁷⁾。したがって、第98条1項の「第三国」が規程締約国に当たる場合に、日本は国際刑事裁判所からの引渡し要請や援助要請を拒否する立場をとるのかどうか、国際刑事裁判所協力法の文言からは明らかではない。

もしも、規程第98条1項の「第三国」や同2項の「派遣国」には規程非締約国のみならず規程締約国も含まれると解釈すれば、国際刑事裁判所が規程締約国に協力要請することで、他の締約国に対する国際法上の特権免除の義務や、他の締約国との同意を必要とする引渡し条約上の義務に反することになる場合、第三国による免除の放棄や派遣国の同意のない限り国際刑事裁判所はそうした協力要請ができないという解釈が導かれる。規程上の不処罰の防止という目的や規程第27条の定める「公的資格の無関係」の規定、特に第27条2項の個人の公的資格に伴う免除の否定の精神に照らして、このような解釈は条約の有効性の観点から好ましくない。

第98条第1項の「第三国」の文言に、締約国が含まれるかどうかという問題は、国際法上の外交官の免除や国家元首等の免除との関係で、非締約国の国家元首等の免除のみが想定されるのかそれともあらゆる国家元首等の公的資格に伴う免除が想定されているのかという問題を生じさせている。

第98条1項の「第三国」が締約国であっても良いと解釈すれば、国際刑事裁判所からの引渡しや援助の要請の対象となっている被疑者が、国際法上の免除を享受する地位にある場合、規程第98条1項にいう「第三国」に当たる被疑者の本国が規程締約国であると非締約国であるとを特に区別することなく、国際刑事裁判所はこれらの者の本国の同意なしには国際刑事裁判所への引渡しの請求を行うことができないこととなる。このような解釈は、重大犯罪の不処罰を防止するという国際刑事裁判所規程の目的からは好ましくない。しかしながら、規程文言上は明らかでないために、締約国が国際刑事裁判所への引渡しを行わないことが相当であると判断することは規程によって許容されているという解釈をとることもできる⁵⁸⁾。日本と同様、カナダとニュージーランドはこの区別をせずに立法を行った⁵⁹⁾。将来的に、国際法上免除を享有する他締約国外交官や国家元首に関して国際刑事裁判所が引渡し又は援助の要請を行ってきた場合、日本、カ

ナダ、ニュージーランドは規程第98条1項及び国内法を根拠にして協力要請を拒否できるのかが問題となろう。

他方で、第98条1項の「第三国」を非締約国のみを指すと解釈し、「第三国」を非締約国に限定して立法を行ったイギリスの2001年国際刑事裁判所法のセクション23(2)のような事例も存在する⁶⁰⁾。マルタ共和国やアイルランドも第98条1項の第三国には締約国を含まないと解釈し、立法を行った⁶¹⁾。したがって、国際刑事裁判所は、これらの国家に対して、国際法上免除を享有する地位にある他締約国外交官や国家元首等について、引渡し又は援助の要請を問題なく行うことができる。

安保理が国際刑事裁判所に対して、国際刑事裁判所規程非締約国に関連する事態を、スーダン、リビアと2件付託したことに関連して、この第98条の規定の解釈の問題が顕在化し、加えて非締約国の国際刑事裁判所に対する協力義務の問題が一気に現実化している。日本に対して、国際刑事裁判所から非締約国国民の捜査・訴追に関して協力要請が来たとして、当該非締約国国民の国際法上の免除を認めずに協力要請に従えば国際法違反を構成することになる場合、果たして日本は規程第98条1項に基づき協力を拒否すべきと判断するかどうか、国際刑事裁判所協力法第6条3号、第20条1項3号、第39条3号の文言からは何も明らかではない。まずは、国際刑事裁判所規程上、非締約国と国際刑事裁判所の関係がどのようなものとなっているかを概観するため具体的な事例として、スーダンとリビアの事態を見ていく。

2.6. 非締約国の協力義務

2.6.1. 規程と非締約国の関係

国際刑事裁判所規程は多数国間条約であり、条約法上の *pacta tertiis nec nocent nec prosunt* の原則に基づいて、条約の第三国である非締約国が義務に拘束される旨の意思を書面によって示さない限り、非締約国を拘束しない(条約法条約第34条、第35条、国際刑事裁判所規程第12条2項、3項、国際刑事裁判所手続証拠規則第44)。

非締約国の国際刑事裁判所への協力義務について、規程第12条3項は、非締約国が裁判所の管轄権の受諾を求められ、管轄権の受諾を宣言する場合には、受諾国が規程第9部の規定に従って裁判所に協力する義務を課す。

ところで、国際刑事裁判所規程第87条5項(a)は、国際刑事裁判所規程

第12条3項に言及することなく、国際刑事裁判所が非締約国に対し、特別の取り決め又は協定その他の適当な根拠に基づいて国際刑事裁判所規程の第9部の規定の援助の提供を要請することができる、と規定する。したがって、一見すると、第87条5項(a)は、条約法上の *pacta tertiis nec nocent nec prosunt* の原則に則って、非締約国に対して第9部の援助要請をするためには、国際刑事裁判所が当該非締約国と個別の取り決め又は条約を締結することを国際刑事裁判所に要請しているように解釈できる。しかし、第87条5項(a)の「その他の適当な根拠に基づき」という文言を重視すれば、安保理決議と慣習国際法という次の二つの事例も非締約国が裁判所に対して協力義務を負う根拠となり得るとの解釈もできる⁶²⁾。第一に、国連憲章第7章下で行動する安保理が非締約国を含む全国連加盟国に対して裁判所との協力を義務づける場合であり、その場合は、国連憲章、特に国連憲章第103条に留意し、非締約国は裁判所に対して協力義務を負う⁶³⁾。第二に、今日、慣習法化していると考えられているジュネーブ諸条約第1条及び第1追加議定書第1条1項及び第89条の条約尊重義務を根拠として、国際刑事裁判所規程の非締約国は国際刑事裁判所に対して、慣習国際法上の犯罪の捜査・訴追について、国際刑事裁判所に対する協力義務を負う⁶⁴⁾。このうち、第一の安保理付託の事態から生ずる非締約国の協力義務については、下で見るように非締約国スーダンに対する国際刑事裁判所の実行上も、学説上も支持があるよう見受けられる⁶⁵⁾。ちなみに、国連国際法委員会が国際刑事裁判所の草案を作成した際には、非締約国が裁判所に対して協力することが推奨され (*encouraged*)、さらに非締約国の裁判所に対する協力の法的基礎として、礼讓、一方的宣言、裁判所とのアド・ホックな協定、その他の裁判所との協定が掲げられていた⁶⁶⁾。

非締約国の非協力に対する措置として、国際刑事裁判所規程第87条5項(b)は締約国の非協力に対する措置を定めた第87条7項と類似の規定を置く⁶⁷⁾。

2.6.2. スーダンとリビアの事態

(1) スーダンの事態の経緯

国際刑事裁判所規程第13条(b)が、裁判所管轄権内にある1以上の犯罪が行われたと思われるときに国連安保理に国際刑事裁判所への事態の付託を認めている背景には、非締約国において非締約国国民が行った犯罪につ

いても国際刑事裁判所の管轄権を及ぼそうという趣旨が存在する⁶⁸⁾。したがって、国際刑事裁判所への事態付託が安保理による場合、付託された事態に関係する国家は、非締約国である可能性が高い。実際に、現在国際刑事裁判所に安保理から付託されている2つの事態は、いずれも非締約国に関する事態である。

まず、簡単にスーダンとリビアの事態の経緯を順次見て行く。2005年3月31日、安保理は決議1593を採択し、国際刑事裁判所規程第13条(b)に基づいて初めて国際刑事裁判所へスーダンのダルフル地域の手続きの付託を行った⁶⁹⁾。国際刑事裁判所検察官は同年6月6日に捜査開始の決定を行い⁷⁰⁾、2014年8月現在、政府要人及び反政府勢力を含む7名に逮捕状が出され、そのうち1名は死亡が確認されたため刑事手続が終了した⁷¹⁾。他の1名については予審裁判部が検察官による戦争犯罪の申立ての犯罪事実の確認を拒否して刑事手続がひとまず終了し⁷²⁾、他の1名については2014年8月現在、第一審の審理開始が2014年11月18日に予定されており⁷³⁾、政府要人3名及び民兵組織ジャンジャウィードの指導者アリ・クシャイブ (Ali Kushayb) は依然身柄を拘束されていない⁷⁴⁾。

(2) リビアの事態の経緯

2011年2月26日、安保理は決議1970を採択し、2011年2月15日以降にリビアで起こっている事態を国際刑事裁判所検察官へ付託した⁷⁵⁾。これが2件目の安保理による国際刑事裁判所への事態付託となる。リビアについては、安保理付託の事態ではあるけれども国内刑事管轄権に対する国際刑事裁判所の補完性を機能させる形で、国際刑事裁判所においては1名のみを訴追が予定されている。また、リビアは、国際刑事裁判所に対して受理許容性の異議申立てを行ったので、規程第89条2項、第95条に認められる受理許容性審理中の引渡し実施延期の問題が顕在化した。

2011年3月3日、国際刑事裁判所検察官はリビアの事態について捜査開始の決定を行った⁷⁶⁾。2011年6月27日、予審裁判部Iは、検察官の逮捕状申請に応じて、2011年2月15日から28日の間に国家機関や軍を通じて、人道に対する罪を行った責任につき、当時リビアの最高指導者であったカダフィ大佐 (Muammar Mohammed Abu Minyar Gaddafi)、カダフィ大佐の次男セイフ・アル・イスラム・カダフィ (Saif Al-Islam Gaddafi)、カダフィ大佐の義弟で当時の諜報部長アブドラ・アル・サヌーシ (Abdullah

Al-Senussi) に対する逮捕状を発した⁷⁷⁾。しかし、カダフィ大佐の死亡に伴い、2011年11月22日、予審裁判部 I はカダフィ大佐の事件に関して正式に刑事手続を終了した⁷⁸⁾。2011年11月19日、アル・イスラムはリビアのジントアン (Zintan) で逮捕され、2012年3月17日、アル・サヌーシがモーリタニア・イスラム共和国 (以下、モーリタニア) で逮捕された⁷⁹⁾。

リビアはこれら2名の事件について、国際刑事裁判所の管轄権があくまで国内刑事管轄権を補完するものにとどまるという補完性の原則に基づき、国際刑事裁判所に対して受理許容性の異議の申立てを行った。2012年5月1日、リビアはアル・イスラム・カダフィの事件に関して受理許容性の異議の申立てを行い、規程第95条に基づく裁判所からの引渡し要請の実施の延期を主張した⁸⁰⁾。2013年5月31日、カダフィの事件に関して予審裁判部 I は、リビアの本件に関する真に捜査又は訴追する能力を否定し、リビアの受理許容性異議申立てを退け、リビアによるカダフィの引渡し義務を確認した⁸¹⁾。2014年5月21日、上訴裁判部が本件の受理許容性に関する予審裁判部の決定を支持し、本件を国際刑事裁判所が受理すると宣言した⁸²⁾。

これに対してアル・サヌーシの事件については、国際刑事裁判所がリビアの受理許容性異議申立ての主張を認めている。2013年4月2日、リビアはアル・サヌーシの事件について規程第19条に基づく受理許容性の異議申立てを行った⁸³⁾。2013年10月11日に予審裁判部 I は国際刑事裁判所における本件の不受理を決定し、リビアがこの事件を真に捜査する意思及び能力を有すると判断した⁸⁴⁾。2014年7月24日に、この予審裁判部 I の決定を上訴裁判部が支持し、本件不受理を宣言した⁸⁵⁾。

(3) 非締約国の協力義務

現在、国際刑事裁判所に係属する非締約国の事態は、いずれも国連憲章第7章下で行動する安保理の決議によって付託されているため、それら非締約国の国際刑事裁判所に対する協力義務の法的根拠は、第一義的には安保理決議に求められるものと考えられる。事実、スーダンの事態を付託した安保理決議1593を見ると、第2段落で「スーダン政府及びダルフールの他のすべての紛争当事者は、この決議に従って裁判所及び検察官に十分に協力し、必要な援助を提供しなければならない」と決定されており、リビアの事態を付託した安保理決議1970も第5段落で、「リビア当局はこの

決議に従って裁判所及び検察官に十分に協力し、必要な援助を提供しなければならない」と決定している⁸⁶⁾。ゆえに、非締約国スーダンとリビアの協力義務は規程に由来する義務ではなく、国連憲章、特に国連憲章第25条及び国連憲章第7章に派生する義務であると裁判例上⁸⁷⁾も学説上⁸⁸⁾も解釈されている。

(4) 非締約国の事態に関する締約国の協力義務

安保理付託に基づき、国際刑事裁判所規程非締約国に関する事態について、国際刑事裁判所が捜査及び訴追を開始する場合には、締約国が当該非締約国に対して負う国際法上の義務、特に国家元首等の免除を非締約国に対して認めるべきかどうかという問題が規程第98条1項との関連で提起される。

スーダンの事態については、事態を付託した安保理決議1593を受けて、予審裁判部が2009年3月6日及び2010年7月21日に規程の全締約国に対して、スーダンの現職大統領であるアル・バシール大統領 (Omar Hassan Ahmad Al Bashir) について国際刑事裁判所の出した逮捕状の執行及び引渡しを求める要請を行っている⁸⁹⁾。

アフリカ連合は、アル・バシール大統領に対して国際刑事裁判所から出された逮捕状について、国家元首の国際法上享有する免除を根拠に逮捕の協力へ強く反発している。アフリカ連合によれば、国連憲章第7章で行動する安保理は、安保理決議によって、規程第98条1項を含めた国際刑事裁判所規程全体をスーダンの事態に適用したと解釈すべきである⁹⁰⁾。したがって、アフリカ連合は、第98条1項に基づき、非締約国の国家元首であるアル・バシール大統領が免除を享有するので、国家元首の免除に関する国際法上の義務違反を構成するような引渡し又は援助の要請を国際刑事裁判所は諸国に対して行えないと主張する。

しかし、国際刑事裁判所は、国際刑事裁判所規程第98条1項の曖昧な文言にもかかわらず、規程締約国であり且つ国連加盟国である国家に対して、スーダンの事態を国際刑事裁判所に付託した安保理決議の効果に依拠してアル・バシール大統領の訴追に対する協力義務を認めている。2011年12月13日、予審裁判部Iはチャド共和国が国際刑事裁判所規程締約国であるにもかかわらず、同年8月7日から8日にかけて同国を訪問したアル・バシール大統領を逮捕し身柄を国際刑事裁判所に引き渡さなかったと

して、国際刑事裁判所に対する同国の非協力を認定した。そして、予審裁判部 I は、規程第 87 条 7 項に従って、この問題を締約国会議及び安保理に付託することを決定した⁹¹⁾。予審裁判部 I は同様の国際刑事裁判所規程締約国による非協力の認定を、締約国マラウィ共和国が 2011 年 10 月 14 日にアル・バシール大統領を逮捕しなかったことについて 2011 年 12 月 12 日に行っている⁹²⁾。チャド共和国については、2013 年 2 月 15 日、16 日にチャドをアル・バシール大統領が訪れたにもかかわらず、チャド共和国が大統領を逮捕しなかったために、予審裁判部 II は規程第 87 条 7 項によって非協力の認定を行い、この問題を締約国会議と安保理に付託することを決定している⁹³⁾。マラウィの非協力決定において、国際刑事裁判所は、規程第 98 条 1 項を同裁判所によって逮捕状の出された非締約国国家元首、スーダンのアル・バシール大統領との関係では締約国が援用することはできないと判断した。

規程が非締約国に対して義務を課することができないことを認めつつ、予審裁判部 II は、安保理決議 1593 の第 2 段落がスーダンに対して協力義務を課していることから、安保理が黙示的に非締約国スーダンの国家元首の免除を放棄したと述べ、2014 年 2 月 26、27 日に、規程締約国コンゴ民主共和国を訪れたアル・バシール大統領を逮捕しなかった同国の非協力を認定し、締約国会議と安保理に問題を付託した⁹⁴⁾。

こうして、国際法上認められる非締約国の享有する国家元首の特権免除は、国際刑事裁判所に対して事態を付託した安保理決議の国連憲章上の拘束力(国連憲章第 25 条、第 103 条)を根拠として、放棄されたものとみなされ且つ免除を尊重する義務よりも国連憲章上の義務が優位すると国際刑事裁判所予審裁判部によって考えられている⁹⁵⁾。さらに、国際刑事裁判所はこのような締約国の非協力を安保理に付託することで、非締約国に関連する事件について効果的な訴追を行おうとしている。

しかし、こうした国際刑事裁判所からの締約国の非協力認定の報告に対して、安保理は何らの措置をとっていない。コンゴ民主共和国の非協力認定の際、予審裁判部 II は「憲章第 7 章下で行動する安保理が国際の平和及び安全に対する脅威と認定して事態を裁判所に付託するのであれば、安保理から託されている国際刑事裁判所の任務に対して規程締約国又はスーダンが協力しない場合には、適当であれば、安保理が第 7 章の措置をとることで対応することが求められる」と安保理の対応の必要性を強調した⁹⁶⁾。

協力義務に対する安保理の事後評価や対応が欠如すれば、国家の非協力が常態化してしまう。

(5) 非締約国の事態に関する非締約国の協力義務

次に、国連加盟国でありながら国際刑事裁判所規程非締約国である国は、他の非締約国の事態について国際刑事裁判所に対する協力義務を負うのかという問題がある。この点、非締約国スーダンの事態を付託した安保理決議1593も、リビアの事態を付託した決議1970もスーダン以外の国家であって国際刑事裁判所規程非締約国である国に対しては、「規程上の義務を負わないことを認識し (recognizing)」ている⁹⁷⁾。

他方で、決議1593も決議1970も規程非締約国が規程上の義務を負わないことを認識しつつ、「すべての国及び地域的機関及びその他の国際機関が国際刑事裁判所に対し十分に協力することを勧奨 (urges)」している⁹⁸⁾。この「勧奨する (urge)」の語は、安保理決議において、法的拘束力を持たないものと解釈されるため⁹⁹⁾、規程非締約国である国連加盟国、地域的機関、国際機関については、安保理決議上、国際刑事裁判所に対して法的義務を負わないと解釈し得る。しかし、国際刑事裁判所の予審裁判部Ⅱの実行は、特にスーダンの事態について、非加盟国に対して積極的な協力を求めるものとなっている。ただし、リビアの事態について、予審裁判部Ⅰは控えめな態度をとっており、その態度は必ずしも一貫していない。

まず、スーダンのアル・バシール大統領に対して国際刑事裁判所から出された逮捕状の執行に関し、同裁判所予審裁判部Ⅱは、アル・バシール大統領が2013年9月17日からアメリカで開催された第68回国連総会に出席するためにアメリカのビザを申請したとの同裁判所検察官からの情報をもとに、アメリカの協力義務は、国連憲章から直接に生ずるものと述べ、2013年9月18日、アメリカに対してアル・バシール大統領の逮捕と引渡しを呼びかけた (invites)¹⁰⁰⁾。同年11月18日、同じく非締約国クウェートに対して出された逮捕及び引渡し協力要請の決定は、規程第87条5項(a)によって非締約国が国際刑事裁判所に対する協力をアド・ホックベースで決定できることを認めつつ、この原則は国連憲章第7章下で行動する安保理の決議によって変更され、非締約国に国連憲章上の協力義務が生ずると明言する¹⁰¹⁾。

リビアの事態については、現在2名について逮捕状が出されており、カ

ダフィ政権の情報機関トップであったアブドラ・サヌーシについてはリビアの受理許容性の異議申立てが認められ、リビアで裁くことが既に決定されている。もう1人の被告人、リビアのカダフィ大佐の次男であるセイフ・アル・イスラム・カダフィについては、国際刑事裁判所によるリビアからの受理許容性の異議申立ての決定までの間、規程第95条の下、引渡しの延期が認められてきた。しかしながら、2013年5月31日には第一審が受理許容性の申立てを棄却し、同年7月18日には上訴審もこの決定を支持し、2013年5月31日以降リビアはカダフィの引渡しに応ずる義務がある¹⁰²⁾。

リビアで裁くことが国際刑事裁判所によって認められているアル・サヌーシについては、2013年10月11日に事件を国際刑事裁判所において受理不許容とする決定が予審裁判部 I によって出されている¹⁰³⁾。この決定に先立ち、先述の通り国際刑事裁判所規程非締約国であるモーリタニアが、2012年3月17日にアル・サヌーシを拘束し、2012年9月5日にリビアに身柄を引き渡しており、モーリタニアによる引渡しを問題として、国際刑事裁判所においてアル・サヌーシを弁護する弁護団が、2013年1月9日、国際刑事裁判所にモーリタニア及びリビアの非協力を認定するよう要請していた。この要請につき、予審裁判部 I は、国際刑事裁判所による非協力の認定が国際刑事裁判所に対する非協力についてのみ及ぶことを確認し、安保理決議による渡航禁止措置の要請に関する義務違反や市民的及び政治的権利に関する国際人権規約第14条の義務違反の決定をする立場にないことを明らかにした¹⁰⁴⁾。予審裁判部 I は、国際刑事裁判所規程が条約であり、非締約国を拘束しないことを確認しつつ、規程第87条5項(a)にしたがえば国際刑事裁判所と非締約国とのアドホックな合意により、国際刑事裁判所に対する義務を非締約国に生じさせることもあるけれども、モーリタニアはそのような合意を締結していないため、モーリタニアは規程から生ずる裁判所への協力義務を負わないとした¹⁰⁵⁾。さらに、この決定では、安保理決議を厳格に解釈し、安保理決議1970が「協力しなくてはならない (decides [...] shall)」という文言でリビアに対する協力義務を課しているのに対して、リビア以外の国家については「勧奨 (urges)」を用いており、安保理決議上もモーリタニアは協力義務を負わないものと判断した¹⁰⁶⁾。したがって、予審裁判部 I はモーリタニアが国際刑事裁判所に対していかなる義務も負っていないことから、アル・サヌーシの国際刑事裁判所への

引渡しの際も負わず、モーリタニアがアル・サヌーシをリビアへ引渡したことでモーリタニアの国際刑事裁判所への非協力の認定を行うことはできないと判断した¹⁰⁷⁾。

蛇足となるが、国際刑事裁判所ホームページ内の国際刑事裁判所の広報部が作成していると思われる「よくある質問 (Frequently Asked Questions)」というページにおいて、「誰が逮捕状を執行するのですか」という質問に、「裁判所の管轄権が安保理付託によって発動している場合には、国連加盟国が規程締約国であるかどうかにかかわらず、協力義務は国連全加盟国に及びます (the duty to cooperate extends to all UN Member States)」との解説があり、裁判所自体、安保理付託の事態から生じた事件の捜査・訴追の場合には、国連安保理決議を根拠として、国連加盟国である規程非締約国にも協力義務が生ずるということを認めているようである¹⁰⁸⁾。

注

- 1) 高山佳奈子「ICC (国際刑事裁判所体制)」ジュリスト第1409号 (2010年10月) 61ページ。
- 2) 2014年9月24日、検察官は中央アフリカ共和国について、イスラム教系反政府勢力セレカ (Séléka) 及びこれに対抗するキリスト教系の勢力アンチバラカ (anti-balaka) による戦争犯罪や人道に対する罪の容疑で2つ目の事態の捜査を開始する決定をしたとして94ページにわたる報告書を公表した。The Office of the Prosecutor, *Article 53 (1) Report, Situation in the Central African Republic II* (24 September 2014)。
- 3) 長嶺安政「国際刑事裁判所規程の成立——成立に至る経緯及び同規程の概要を中心に」ジュリスト第1146号 (1998年12月) 33ページ。
- 4) 村井伸行「国際刑事裁判所に対する国家の協力」村瀬信也・洪恵子『国際刑事裁判所——最も重大な国際犯罪を裁く』(東信堂、第二版、2014年) 254ページ。
- 5) Phakiso Mochochoko, 'International Cooperation and Judicial Assistance', in Roy S. Lee, *The International Criminal Court: The Making of the Rome Statute Issues, Negotiations, Results* (Kluwer Law International, 1999) 306-307.
- 6) *Prosecutor v. Tihomir Blaškić*, 'Judgment on the Request of the Republic of Croatia for Review of the Decision of Trial Chamber II of 18 July 1997', Case No. IT-95-14-AR108bis, Appeals Chamber (29 October 1997) para. 47. 古谷修一「旧ユーゴ国際刑事裁判所に対する協力義務の性格——国内実施立法の検討を中

- 心に」早稲田法学第74巻3号(1999年)193ページ。
- 7) William Schabas, *The International Criminal Court: A Commentary* (Oxford University Press, 2010) p. 986.
- 8) Joint Separate Opinion of Judges Higgins, Kooijmans and Buergenthal, *Arrest Warrant of 11 April 2000* (Democratic Republic of the Congo v. Belgium) Judgment, 14 February 2002, I.C.J. Reports 2002, p. 78, para. 51. 国際共同体の代理人として行動する国家による普遍的管轄権行使は、当該行為の権威の垂直的概念を示すものであり、国家の裁判管轄権の競合を招いていたような従来の主権国家間並存の国際法体系と異なることを指摘したのである。
- 9) Rita Mutyaba, 'An Analysis of the Cooperation Regime of the International Criminal Court and its Effectiveness in the Court's Objective in Securing Suspects in its Ongoing Investigations and Prosecutions', *International Criminal Law Review*, vol. 12, no. 5 (2012) pp. 938-939.
- 10) *ibid.*
- 11) 前掲、注4)、村井、255-256ページ。
- 12) Agreement Between the United Nations and the Government of Sierra Leone on the Establishment of a Special Court for Sierra Leone, UN Doc. S/2000/915 (4 October 2000). Article 17: (1) The Government shall cooperate with all organs of the Special Court at all stages of the proceedings. It shall, in particular, facilitate access to the Prosecutor to sites, persons and relevant documents required for the investigation. (2) The Government shall comply without undue delay with any request for assistance by the Special Court or an order issued by the Chambers, including, but not limited to: (a) Identification and location of persons; (b) Service of documents; (c) Arrest or detention of persons; (d) Transfer of an indictee to the Court. この第17条2項の規定は、概ね旧ユーゴ国際刑事法廷規程第29条2項に倣ったものと評価できる一方、旧ユーゴ国際刑事法廷規程第29条2項(b)に明記されていた「証言の録取及び証拠の提出」の義務が不可解にも欠落し、明記されていない。もちろん、いずれの規定も協力義務内容を例示列挙するものであり、法律上明示されていない裁判所からの援助要請や命令に従う義務もあると解釈される。
- 13) シエラレオネ特別法廷に対する国家の協力に関しては、次の文献が新しく詳しい。Shakiratu Sanusi, 'SCSL Practice on Cooperation with the Host State and Third States: A Contribution to Africa and International Criminal Justice', in Charles Chernor Jalloh ed., *The Sierra Leone Special Court and Its Legacy: The Impact for Africa and International Criminal Law* (Cambridge University Press, 2014) pp. 469-480.
- 14) 安保理決議1688(2006年)の第4段は、'Requests all States to cooperate to

- this end, in particular to ensure the appearance of former President Taylor in the Netherlands for purposes of his trial by the Special Court, and encourages all States as well to ensure that any evidence or witnesses are, upon the request of the Special Court, promptly made available to the Special Court for this purpose.’と国連加盟国に対してシエラレオネ特別法廷への協力を要請、奨励する内容となっている。UN Doc. S/RES/1688 (16 June 2006).
- 15) Agreement between the United Nations and the Royal Government of Cambodia Concerning the Prosecution under Cambodian Law of Crimes Committed during the Period of Democratic Kampuchea (6 June 2003); Law on the Establishment of Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia for the Prosecution of Crimes Committed During the Period of Democratic Kampuchea (as promulgated on 27 October 2004).
 - 16) Agreement between the United Nations and the Lebanese Republic on the Establishment for Lebanon, Annex UN Doc. S/RES/1757 (30 May 2007).
 - 17) Special Tribunal for Lebanon, Rules of Procedure and Evidence, adopted on 20 March 2009, corrected on 3 April 2014, STL/BD/2009/01/Rev.6/Corr.1.
 - 18) 前掲、注4)、村井、256ページ。
 - 19) Schabas (n 7) p. 987.
 - 20) 奥脇直也「国際法から見た国際刑事協力の現代的展開」法学教室第278号(2003年) 11ページ。
 - 21) Zhu Wenqi, ‘On Co-operation by States Not Party to the International Criminal Court’, *Review of the Red Cross*, vol. 88, no. 861 (2006) p. 98.
 - 22) 山口幹生「国際刑事裁判所に対する国の司法上の協力について」ジュリスト第1146号(1998年12月) 62ページ。
 - 23) 協力延期・拒否事由として、規程第89条2項、第93条4項、第94条、第95条が挙げられる。この他、第98条も裁判所が協力を求めることができない場合を規定する。
 - 24) 前掲、注22)、山口、62ページ。
 - 25) See Claus Kreß & Kimberly Prost, ‘Article 86’ in Otto Triffterer ed., *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court* (CH Beck, Hart, Nomos, 2008) p. 1513.
 - 26) *ibid.*
 - 27) UN Doc. A/CN.4/L.490 and Add.1, Revised Report of the Working Group on a Draft Statute for International Criminal Court—Reproduced in Document A/48/10, annex, *The Yearbook of the International Law Commission 1993*, vol. II (2) p. 128.
 - 28) Model Treaty on Mutual Assistance in Criminal Matters. See UN Doc. A/RES/45/117 (14 December 1990).

- 29) *The Year book* (n27) p. 128.
- 30) 原文は、‘States shall co-operate with the International Tribunal in the investigation and prosecution of persons accused of committing serious violations of international humanitarian law’.
- 31) UN Doc. S/RES/827 (25 May 1993). 決議文第 4 段は次の通りである。‘Decides that all States shall cooperate fully with the International Tribunal and its organs in accordance with the present resolution and the Statute of the International Tribunal and that consequently all States shall take any measures necessary under their domestic law to implement the provisions of the present resolution and the Statute, including the obligation of States to comply with requests for assistance or orders issued by a Trial Chamber under Article 29 of the Statute’.
- 32) UN Doc. S/RES/955 (8 November 1994). 第28条 1 項の原文は、‘States shall cooperate with the International Tribunal for Rwanda in the investigation and prosecution of persons accused of committing serious violations of international humanitarian law’. また、ルワンダ国際刑事法廷を設置した安保理決議の第 2 段落は旧ユーゴ国際刑事法廷を設置した安保理決議の第 4 段と同様に国家の協力義務に言及する。‘Decides that all States shall cooperate fully with the International Tribunal and its organs in accordance with the present resolution and the Statute of the International Tribunal and that consequently all States shall take any measures necessary under their domestic law to implement the provisions of the present resolution and the Statute, including the obligation of States to comply with requests for assistance or orders issued by a Trial Chamber under Article 28 of the Statute, and requests States to keep the Secretary-General informed of such measures’.
- 33) 前掲、注22)、山口、63ページ。
- 34) See Claus Kreß & Kimberly Prost, ‘Article 88’ in Otto Triffterer ed., *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court* (CH Beck, Hart, Nomos, 2008) 1533; Schabas (n 7) p. 987.
- 35) 第88条は、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の第 6 条 3 項に影響を受けているものと思われる。この点、Kreß と Prost 及び Schabas の注釈には、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約第 5 条 3 項に影響を受けたとの記述がある。ibid (Kreß & Prost) p. 1534; Schabas (n 7) p. 987, fn. 9. しかし、第 6 条 3 項の条文のほうが第88条の規定内容に近いのではないか。「条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約をこの条の規定の適用を受ける犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この条約を法的根

- 抛とするために具体的な立法を必要とする締約国は、必要な立法を行うことを考慮する」。United Nations Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances (1990) 1582 UNTS 163, UN Doc. E/CONF.82/15.
- 36) Claus Kreß & Kimberly Prost, 'Article 88' in Otto Triffterer ed., *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court* (CH Beck, Hart, Nomos, 2008) p. 1534.
- 37) 河村憲明「国際刑事裁判所に関するローマ規程及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律について」警察学論集第60巻第8号(2007年8月)172-173ページ。
- 38) ①人の特定及び人の所在又は物の所在の調査、②証拠(宣誓した上での証言を含む。)の取得及び証拠(裁判所にとって必要な専門家の意見及び報告を含む。)の提出、③捜査され、又は訴追されている者に対する尋問、④文書(裁判上の文書を含む。)の送達、⑤証人又は専門家として個人が裁判所に自発的に出頭することを容易にすること、⑥第93条7項に規定する者の一時的な移送、⑦場所の見分(墓所の発掘及び見分を含む。)、⑧捜査及び差押えの実施、⑨記録及び文書(公式の記録及び文書を含む。)の提供、⑩被害者及び証人の保護並びに証拠の保全、⑪善意の第三者の権利を害することなく、最終的な没収のために犯罪の収益、財産、資産及び道具を特定し、追跡し、及び凍結又は差押えをすること、⑫裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の捜査及び訴追を容易にするため、その他の形態の援助であって被請求国の法律が禁止していないものを行うこと。第93条は多くの国家が既に有する二国間捜査共助条約や国内法に見られる司法共助に関する規定内容とほぼ同じとなっていると指摘され、したがって、第93条について、各国は国際刑事裁判所をその援助対処として加える等既存の条約や国内法を修正するなどして対処可能であるといわれる。国内法整備にあたり、注意を必要とする項目として、墓地の発掘や非拘禁者の証言のための一時移送が指摘される。松葉直美「国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内法的整備」レファレンス(2004年5月)43ページ。前掲、注22)、山口、68ページ。
- 39) なお、規程第89条2項にしたがえば、「事件を受理することが決定されているときは、被請求国は、請求された引渡しの実施を続行する」。
- 40) 規程第95条は「裁判所が第18条又は第19条の規定に従い受理許容性についての異議の申立てを審議している場合には、被請求国は、この部の規定に基づく請求内容の実施を裁判所による決定がなされるまでの間延期することができる。ただし、裁判所がこれらの条の規定に従い検察官が証拠の収集を行うことができることを特に決定している場合は、この限りでない」と規定するため、この規定があれば、規程第89条2項の引渡しの延期も含まれることになり、第89条2項が重複する内容を定めた無意味な規定となつてし

- まうことから、第95条の二文目と一文目を調和させるように解釈して、第95条の裁判所からの請求の延期は証拠の収集のみについて可能であるとの解釈も存在する。Kevin Jon Heller, ‘Does Libya Have to Surrender Saif to the ICC? (Answer: Yes)’, *Opinio Juris* (23 November 2011) available at <<http://opiniojuris.org/2011/11/23/does-libya-have-to-surrender-saif-to-the-icc-answer-yes/>> (last accessed, 18 October 2014).
- 41) Report of the Court on cooperation, Assembly of States Parties, twelfth session, 20–28 November 2013, ICC-ASP/12/35 (9 October 2013) paras. 27–40.
 - 42) *ibid* para. 40.
 - 43) *ibid* para. 37. 協定を締結した8ヶ国とは、オーストリア、イギリス、ベルギー、デンマーク、フィンランド、セルビア、マリ、コロンビアである。
 - 44) Resolution ICC-ASP/6/Res.2, Assembly of States Parties, seventh plenary meeting (14 December 2007).
 - 45) Assembly Procedures Relating to Non-Cooperation, ICC-ASP/10/Res.5, annex (21 December 2011).
 - 46) Report of the Bureau on Non-Cooperation, Assembly of States Parties, eleventh session, the Hague 14–22 November 2012 (1 November 2012) ICC-ASP/11/29; Report of the Bureau on Non-Cooperation, Assembly of States Parties, twelfth session, the Hague 20–28 November 2013 (7 November 2013) ICC-ASP/12/34.
 - 47) Report of the Bureau on Non-Cooperation, Assembly of States Parties, twelfth session, the Hague 20–28 November 2013 (7 November 2013) ICC-ASP/12/34, para. 18, p. 3.
 - 48) Statement of the President of the Security Council, UN Doc. S/PRST/2008/21 (16 June 2008).
 - 49) 洪恵子「グローバル化と刑事司法：補完性の原則から見た国際刑事裁判所（ICC）の意義と限界」世界法年報第24号（2005年）129ページ。
 - 50) Curtis A. Bradley, ‘Intent Not to Ratify International Criminal Court Treaty’, *ASIL insights*, vol. 7, issue 7 (11 May 2002) <<http://www.asil.org/insights/volume/7/issue/7/us-announces-intent-not-ratify-international-criminal-court-treaty>> (last accessed, 18 October 2014).
 - 51) 古谷修一「国際刑事裁判所（ICC）設置の意義と直面する問題」法学教室第281号（2004年）27ページ。
 - 52) Presidential Memorandum—Certification Concerning U.S. Participation in the United Nations Multidimensional, Memorandum for the Secretary of State (31 January 2014).
 - 53) Referral Letter by the Government of Mali (13 July 2012) available at <<http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/A245A47F-BFD1-45B6-891C-3BC5B173F57/0/>>

- ReferralLetterMali130712.pdf> (last accessed, 18 October 2014).
- 54) The Office of the Prosecutor, *Situation in Mali Article 53 (1) Report* (16 January 2013) para. 175, p. 34.
- 55) Ryan Goodman, 'President Certifies US Forces in Mali Not at Risk of the International Criminal Court, but is that Legally Valid?' *Just Security* (3 February 2014) available at <<http://justsecurity.org/6702/president-certifies-armed-forces-mali-risk-international-criminal-court-legally-valid/>> (last accessed, 18 October 2014). Kevin Jon Heller, 'Talk about the Imperial Presidency!' (3 February 2014) <<http://opiniojuris.org/2014/02/03/talk-imperial-presidency/>> (last accessed, 18 October 2014).
- 56) Mark Kersten, 'No Bush-Style BIA—A Clarification on Mali and the US' *Justice in Conflict* (5 February 2014) available at <<http://justiceinconflict.org/2014/02/05/no-bush-style-bia-a-clarification-on-mali-and-the-us/>> (last accessed, 18 October 2014).
- 57) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第6条3号、第20条1項3号参照。また、これらに準じた規定を第39条3号も置いており、「当該執行協力の請求に応ずることにより、規程第98条1に規定する国際法に基づく義務に反することになるとき」と定める。
- 58) 妻木伸之「『国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律』における『重大犯罪』に関する特別な取り扱い——その法的性格への示唆」法学新報第116巻第3・4号(2009年)558ページ。
- 59) 村井伸行「国際刑事裁判所(ICC)によるバシール・スーダン大統領の逮捕状の発布及び逮捕・引渡請求の送付に関する法的検討」外務省調査月報2009/No.1(2009年)36ページ。
- 60) See Section 23(2) of the International Criminal Court Act 2001. Robert Cryer, 'Implementation of the International Criminal Court Statute in England and Wales', *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 52, no. 3 (2002) p. 738.
- 61) 前掲、注60)、村井、36ページ。
- 62) See Claus Kreß & Kimberly Prost, 'Article 87' in Otto Triffterer ed., *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court* (CH Beck, Hart, Nomos, 2008) 1523. なお、Kreß と Prost は「その他の適当な根拠に基づき」という文言に特に言及していない。
- 63) *ibid.*
- 64) *ibid.*
- 65) Schabas (n 7) p. 983.
- 66) UN Doc. A/CN.4/SER.A/1994/Add.1 (Part 2), *Yearbook of the International Law Commission 1994*, vol. II(2), pp. 65-66.

- 67) ただし、完全に同じではない。特に、締約国の非協力の場合には、「裁判所は、その旨の認定を行うことができる」ものとされているのに対して、非締約国の場合には、裁判所はそのような認定はできない。
- 68) Dapo Akande, ‘The Effect of Security Council Resolutions and Domestic Proceedings on State Obligations to Cooperate with the ICC’, *Journal of International Criminal Justice*, vol. 10 (2012) pp. 9–324.
- 69) UN Doc. S/RES/1593 (31 March 2005).
- 70) Press Release, ‘The Prosecutor of the ICC opens investigation in Darfur’ ICC-OTP-0606-1046 June 2005.
- 71) *The Prosecutor v. Abdallah Banda Abakaer Nourain and Saleh Mohammed Jerbo Jamus*, ‘Decision Terminating the Proceedings against Mr Jerbo’, Case No. ICC-02/05-03/09, Trial Chamber IV (4 October 2013).
- 72) *The Prosecutor v. Bahar Idriss Abu Garda*, ‘Decision on the “Prosecutor’s Application for Leave to Appeal the ‘Decision on the Confirmation of Charges’”’, Case No. ICC-02/05-02/09, Pre-Trial Chamber I (23 April 2010).
- 73) *The Prosecutor v. Abdallah Banda Abakaer Nourain*, ‘Decision as to the Further Steps for the Trial Proceedings’, Case No. ICC-02/05-03/09 (14 July 2014).
- 74) *The Prosecutor v. Ahmad Muhammad Harun (“Ahmad Harun”) and Ali Muhammad Al Abd-Al-Rahman (“Ali-Kushayb”)*, ‘Warrant of Arrest for Ahmad Harun’, Case No. ICC-02/05-01/07, Pre-Trial Chamber I (27 April 2007); *The Prosecutor v. Ahmad Muhammad Harun (“Ahmad Harun”) and Ali Muhammad Al Abd-Al-Rahman (“Ali-Kushayb”)*, ‘Warrant of Arrest for Ali Kushayb’, Case No. ICC-02/05-01/07, Pre-Trial Chamber I (27 April 2007); *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir (Omar Al Bashir)*, ‘Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir’, Case No. ICC-02/05-01/09, Pre-Trial Chamber I (4 March 2009); *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir (Omar Al Bashir)*, ‘Second Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir’, Case No. ICC-02/05-01/09, Pre-Trial Chamber I (12 July 2010); *The Prosecutor v. Raheem Muhammad Hussein*, ‘Warrant of Arrest for Abdel Raheem Muhammad Hussein’, Case No. ICC-02/05-01/12, Pre-Trial Chamber I (1 March 2012).
- 75) UN Doc. S/RES/1970 (26 February 2011) para. 4.
- 76) Press Release, Office of the Prosecutor, ‘ICC Prosecutor to open an investigation in Libya’ (2 March 2011) available at <http://www.icc-cpi.int/en_menus/icc/situations%20and%20cases/situations/icc0111/press%20releases/Pages/statement%20020311.aspx> (last accessed, 18 October 2014).
- 77) Situation in the Libyan Arab Jamahiriya, ‘Warrant of Arrest for Muammar Mohammed Abu Minyar Gaddafi, Situation No. ICC-01/11, Pre-Trial Chamber I (27

- June 2011); Situation in the Libyan Arab Jamahiriya, ‘Warrant of Arrest for Saif Al-Islam Gaddafi, Situation No. ICC-01/11, Pre-Trial Chamber I (27 June 2011); Situation in the Libyan Arab Jamahiriya, ‘Warrant of Arrest for Abdullah Al-Senussi, Situation No. ICC-01/11, Pre-Trial Chamber I (27 June 2011).
- 78) The Office of the Prosecutor, ‘Third Report of the Prosecutor of the International Criminal Court to the UN Security pursuant to UNSCR 1970’ (2011) para. 14, p. 3.
- 79) *ibid.*
- 80) *The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Application on behalf of the Government of Libya pursuant to Article 19 of the ICC Statute’, Case No. ICC-01/11/01/11 (1 May 2012).
- 81) *The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Decision on the Admissibility of the Case against Saif Al-Islam Gaddafi’, Case No. ICC-01/11-01/11, Pre-Trial Chamber I (31 May 2013).
- 82) *The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Judgment on the Appeal of Libya against the Decision of Pre-Trial Chamber I of 31 May 2013 entitled “Decision on the Admissibility of the Case against Saif Al-Islam Gaddafi”’, Case No. ICC-01/11-01/11OA4 (21 May 2014).
- 83) *The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Application on behalf of the Government of Libya relating to Abdullah Al-Senussi pursuant to Article 19 of the Statute’, Case No. ICC-01/11-01/11, Pre-Trial Chamber I (2 April 2013).
- 84) *The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Decision on the Admissibility of the Case against Abdullah Al-Senussi’, Case No. ICC-01/11-01/11, Pre-Trial Chamber I (11 October 2013).
- 85) *The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Judgment on the Appeal of Mr. Abdullah Al-Senussi against the Decision of Pre-Trial Chamber I of 11 October 2013 entitled “Decision on the Admissibility of the case against Abdullah Al-Senussi”’, Case No. ICC-01/11-01/11OA6 (24 July 2014).
- 86) 安保理決議上、スーダン政府及びダルフル紛争の当事者、リビア当局には「協力しなくてはならない (shall)」義務が課せられている。‘*Decides that the Government of Sudan and all other parties to the conflict in Darfur, shall cooperate fully with and provide any necessary assistance to the Court [...]*’, UN Doc. S/RES/1593 (31 March 2005) para. 2; ‘*Decides that the Libyan authorities shall cooperate fully with and provide any necessary assistance to the Court and the Prosecutor pursuant to this resolution [...]*’, UN Doc. S/RES/1970 (26 February 2011) para. 5.
- 87) *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir (Omar Al Bashir)*, ‘Decision on

- the Prosecution’s Application for a Warrant of Arrest against Omar Hassan Al Bashir’, Case No. ICC-02/05-01/09, Pre-Trial Chamber I (4 March 2009) paras. 240–246; 憲章第25条、憲章第7章、そして安保理決議1970に基づく義務であるとしている。*The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Decision on Libya’s Submissions regarding the Arrest of Saif Al-Islam Gaddafi’, Case No. ICC-01/11-01/11, Pre-Trial Chamber I (7 March 2012) para. 12.
- 88) Akande (n 68) p. 306.
- 89) *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir (Omar Al Bashir)*, ‘Request to All States Parties to the Rome Statute for the Arrest and Surrender of Omar Al Bashir’, Case No. ICC-02/05-01/09, Pre-Trial Chamber I, (6 March 2009); *the Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir (Omar Al Bashir)*, ‘Supplementary Request to All States Parties to the Rome Statute for the Arrest and Surrender of Omar Hassan Ahmad Al Bashir’, Case No. ICC-02/05-01/09, Pre-Trial Chamber I, (21 July 2010).
- 90) African Union, Assembly, ‘Decision on the Meeting of African States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Tribunal (ICC) Doc. Assembly/AU/13(XIII)’, 3 July 2009, Assembly/AU/Dec.245(XIII) Rev.1, para. 10; African Union, Assembly, ‘Decision on the Progress Report of the Commission on the Implementation of Decision Assembly/AU/Dec.270(XIV) on the Second Ministerial Meeting on the Rome Statute of the International Criminal Court (ICC) Doc. Assembly/AU/10(XV)’, 27 July 2010, Assembly/AU/Dec.296(XV), paras 5–6; African Union, Assembly, ‘Decision on the Implementation of the Decisions on the International Criminal Court (ICC) Doc. EX.CL/639(XVIII)’, 30–31 January 2011, Assembly/AU/Dec.334(XVI), para. 5; African Union, Assembly, ‘Decision on the Implementation of the Assembly Decisions on the International Criminal Court—Doc. EX.CL/670(XIX)’, 30 June – 1 July 2011, Assembly/AU/Dec.366(XVII), para. 5; African Union, Assembly, ‘Decision on the Implementation of the Assembly Decisions on the International Criminal Court—Doc. EX.CL/710(XX)’, 29–30 January 2012, Assembly/AU/Dec.397(XVIII), para. 6; African Union, Assembly, ‘Decision on the Implementation of the Assembly Decisions on the International Criminal Court—Doc. EX.CL/731(XXI)’, 15–16 July 2012, Assembly/AU/Dec.419(XIX), para. 7; African Union, Assembly, ‘Decision on Africa’s Relationship with the International Criminal Court (ICC)’, Doc. Ext/Assembly/AU/Dec.I (Oct. 2013).
- 91) *Le Procureur c. Omar Hassan Ahmad Al Bashir*, “Décision rendue en application de l’article 87–7 du Statut de Rome concernant le refus de la République du Tchad d’accéder aux demandes de coopération délivrées par la Cour concernant

- l'arrestation et la remise d'Omar Hassan Ahmad Al Bashir”, la Chambre Préliminaire I, No. ICC-02/05-01/09 (13 Décembre 2011).
- 92) *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir*, ‘Decision Pursuant to Article 87(7) of the Rome Statute on the Failure by the Republic of Malawi to Comply with the Cooperation Requests Issued by the Court with Respect to the Arrest and Surrender of Omar Hassan Ahmad Al Bashir’, the Pre-Trial Chamber I, Case No. ICC-02/05-01/09 (12 December 2011).
- 93) *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir*, ‘Decision on the Non-compliance of the Republic of Chad with the Cooperation Requests Issued by the Court Regarding the Arrest and Surrender of Omar Hassan Ahmad Al-Bashir’, Case No. ICC-02/05-01/09 Pre-Trial Chamber II (26 March 2013).
- 94) *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir*, ‘Decision on the Cooperation of the Democratic Republic of the Congo regarding Omar Al-Bashir’s Arrest and Surrender to the Court’, Pre-Trial Chamber II, Case No. ICC-02/05-01/09 (9 April 2014) paras. 29–34.
- 95) *ibid* paras. 30–31.
- 96) *ibid* para. 33.
- 97) UN Doc. S/RES/1593 (31 March 2005) para. 2; UN Doc. S/RES/1970 (26 February 2011) para. 5.
- 98) *ibid*.
- 99) 藤田久一『国連法』(東京大学出版会、1998年) 336–337ページ。
- 100) *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir*, ‘Decision Regarding Omar Al-Bashir’s Potential Travel to the United States of America’, Case No. ICC-02/05-01/09, Pre-Trial Chamber II (18 September 2013) paras. 10–11, pp. 5–6.
- 101) *ibid*, para. 10; *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir*, ‘Decision Regarding Omar Al-Bashir’s Potential Travel to the State of Kuwait’, Case No. ICC-02/05-01/09, Pre-Trial Chamber II (18 November 2013) para. 7, pp. 4–5.
- 102) *The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Decision requesting Libya to provide submissions on the status of the implementation of its outstanding duties to cooperate with the Court’, Case No. ICC-01/11-01/11, Pre Trial Chamber I (15 May 2014) para. 4, pp. 4–5.
- 103) *The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Decision on the admissibility of the case of Abdullah Al-Senussi’, Case No. ICC-01/11-01/11, Pre Trial Chamber I (11 October 2013).
- 104) *The Prosecutor v. Saif Al-Islam Gaddafi and Abdullah Al-Senussi*, ‘Decision on the request of the Defence of Abdullah Al-Senussi to make a finding of non-cooperation by the Islamic Republic of Mauritania and refer the matter to the

- Security Council', Pre-Trial Chamber I (28 August 2013) para. 10, p. 4.
- 105) *ibid* paras. 12–13, pp. 5–6.
- 106) *ibid* para. 14, pp. 6–7.
- 107) *ibid* para. 15, p. 7.
- 108) The International Criminal Court website, Frequently Asked Questions, available at <http://www.icc-cpi.int/en_menus/icc/about%20the%20court/frequently%20asked%20questions/Pages/faq.aspx> (last visited, 18 October 2014).